

第1部 総論（P3～）計画策定の考え方・交通事故等の状況・交通安全計画の方向等

- 新宿区交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条に基づき策定する計画で、区では昭和48年度以降、10次にわたり策定しています。「第十次新宿区交通安全計画」の終了に伴い、次期計画となる「第11次新宿区交通安全計画」を策定します。

計画策定の主旨

- ①新宿区及び区内を管轄する各行政機関等が実施する陸上交通（道路交通、鉄道）の安全に関する諸施策の大綱を定めるもので、交通事業者や陸上交通に係る各種団体等の交通安全に関する取組の指針となるもの
- ②交通安全に関する区民の行動指針として、自助、共助の取組を呼びかけるもの

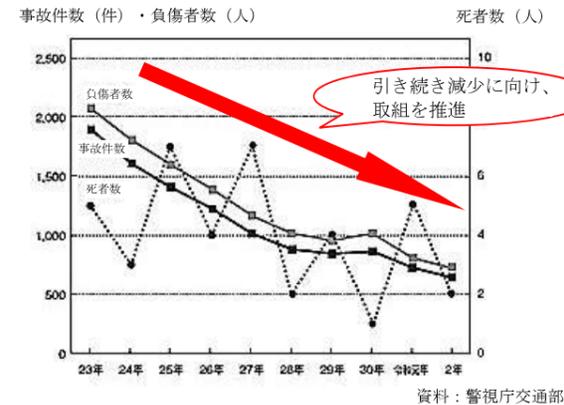
計画の目標

- ①交通死者数の減少
- ②事故件数の着実な減少

計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

区内の事故発生状況



- ・令和2年 事故件数：655件（平成23年比 △1,239件）
- ・令和2年 死者数：2人（平成23年比 △3人）
- ・令和2年 負傷者数：722人（平成23年比 △1,348人）

- 区内の道路交通等の現状を受けて取り組むべき重点課題は以下のとおりです。

(1) 高齢者の交通安全の確保

都内の高齢者事故は、都内交通事故全体の約39%を占め、年齢別の人口割合に比べて高い

(2) 子どもの交通安全の確保

都内の交通事故による子どもの死者数は横ばいに推移しており、更なる低減対策が必要

(3) 自転車の安全利用の推進

都内の交通事故死傷者数に占める自転車乗車中の交通事故死傷者数の割合は増加傾向

(4) 自動二輪車事故の防止

自動二輪車乗車中の交通事故死者数は、全死者数の約26%を占め、若年層の死者数が多い

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質性が高く、都内の飲酒事故致死率は事故全体の致死率よりも大幅に高い

(6) 自転車・自動二輪車等の放置防止

自転車・自動二輪車の路上放置は、歩行者等の通行の支障となるほか、緊急車両にも影響

改善に向けた取組が必要

第2部 計画する施策（P17～）

- 本計画では、重点課題に即して以下の施策に取り組みます。

(1) 道路交通環境の整備 ※重点課題(1)(2)(3)(4)(6)

人と車が安全で円滑に通行できる道路や施設などの道路交通環境の整備を行います。

【主な施策】道路の整備、交通安全施設の整備、自転車利用環境の総合的整備、道路利用の適正化等

(2) 交通安全意識の啓発 ※重点課題(1)(2)(3)(4)(5)

交通安全教育や広報活動等、地域での交通安全意識の高揚を図ります。

【主な施策】段階的・体系的な交通安全教育の推進、交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化等

(3) 道路交通秩序の維持 ※重点課題(1)(2)(3)(4)(5)(6)

道路交通の安全と円滑化を図るため、悪質・危険な交通違反等の取締りを強化します。

【主な施策】指導取締りの強化、駐車秩序の確立、放置自転車・自動二輪車防止の啓発活動

(4) 安全運転と車両の安全性の確保 ※重点課題(1)(2)(3)(4)

高齢運転者対策の推進や事業者等の安全運転管理の充実、車両の安全性確保を推進します。

【主な施策】安全運転の確保、車両の安全性の確保

(5) 救助・救急体制の整備 ※重点課題(1)(2)(3)(4)

関係機関等と連携し、救助救急体制の充実を図ります。

【主な施策】救助・救急体制の充実

(6) 被害者の支援 ※重点課題(1)(2)(3)(4)

交通事故に対する相談体制の整備や、自転車損害賠償保険等への加入を推進します。

【主な施策】交通事故相談業務の充実、自転車損害賠償保険等への加入促進等

(7) 踏切等の交通安全 ※重点課題(1)(2)(3)(4)

踏切事故の発生を未然に防ぐため、鉄道会社に事故防止設備の充実を求めています。

【主な施策】ホームドア等の安全を図るための措置、踏切保安設備の整備、警戒標識等の管理・設置

第3部 交通安全対策を進めるための体制（P44～）

- 区・都・国、警察、消防などの行政機関が相互の連携を強化するとともに、民間団体や企業の力を集結し、行政との協力体制を確立します。

1 行政機関相互連携

区内組織をはじめとして、国及び都と連携し、積極的に交通安全対策事業を推進します。

2 地域における交通安全推進体制の確立

交通安全協会、町会、PTA等の地域団体が自主的に交通安全活動を実施するとともに、区や各行政機関は、相互に連携を取りながら一体となって取り組めるように支援します。

3 新宿区交通安全協議会の運営

新宿区交通安全協議会を中心として、各施策を効果的に推進できるよう図ります。